

球磨川流域地域連携推進事業業務に係るプロポーザル募集要項

1 目的

本県では、令和2年7月豪雨から5年以上が経過し、災害を契機とした人口減少や産業衰退の危機が顕在化している。現在は「復旧・復興」段階から「地域の再生・発展」段階へ移行しており、県では「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」に基づき、「愛する地域で誰もが安心・安全に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域」の実現を目指し、安全・安心の早期確保や産業・雇用創出に取り組んでいる。

「緑の流域治水」の中核となる川辺川の流水型ダム事業については、国土交通省が令和9年度に本体着工を予定。球磨川流域の創造的復興を実現するためには、この大規模事業の効果を最大限地域へ波及させることが不可欠である。

一方、球磨川流域では人材不足や産業衰退が進行しており、ダム建設事業の効果を十分に享受するためには、流域全体が一体となって取り組む体制の構築が求められている。

本業務は、流水型ダム事業に伴う効果を五木村および相良村、さらには球磨川流域全体へ効果的かつ広域的に波及させるため、国・県・市町村・民間企業・地域住民等が連携して取り組むための仕組みと体制を構築し、地域連携方針を策定する。

また、地元企業の受注機会拡大、人材育成、観光振興、学術連携など多面的な取組みを推進し、持続可能な流域社会の形成を実現する。

2 委託業務の内容

別紙の「球磨川流域地域連携推進事業業務委託仕様書」のとおり

3 プロポーザルの概要

- (1) 名称 球磨川流域地域連携推進事業業務に係るプロポーザル
- (2) 課題 委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案
- (3) 主催 熊本県 企画振興部 球磨川流域復興局
- (4) スケジュール

質問書提出期限 令和8年4月23日（木）（17時必着）

参加表明書提出期限 令和8年5月1日（金）（17時必着）

※書類選考の実施の有無を全ての参加者にお知らせします。

企画提案書等提出期限 令和8年5月14日（木）（17時必着）

第1次審査（書類選考） 令和8年5月18日（月）

最終審査（プレゼンテーション） 令和8年5月25日（月）予定

結果通知 令和8年5月25日（月）以降

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 複数の法人でグループを構成して参加する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 一参加者一提案
提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。
なお、代表団体及びその構成員は上記の（1）～（7）のすべてを満たすこと。

5 質問書

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問は質問書（様式第 1 号）により、電子メールで送信すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 23 日（木） 17：00 必着

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 質問への回答

(1) の質問書に対する回答書は、質問者名は伏せた上で、ホームページに公開するとともに、質問者に電子メールで回答する。

6 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出部数は各 1 部

- ① 参加表明書（様式第 2 号）
- ② 企画提案参加者の同種業務の実績（様式第 3 号）
- ③ 会社概要（任意様式）及び業務実施体制調書（様式第 4 号）
- ④ 事業者の取組に関する申出書（様式第 5 号）
- ⑤ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの）
- ⑥ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- ⑦ 直前 1 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、

⑤～⑦までを省略することが可能。

※様式については、提出日時点において記載すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日（金） 17：00 必着

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

7 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

- ① 表紙（様式第 6 号）
- ② 企画書
※企画書には仕様書の内容を踏まえて作成することとし、提案理由、提案の独自性、事業効果を高めるための工夫、自社の強み等についても記載すること。
- ③ 業務工程表
- ④ 参考見積書
※見積書は自社様式で可とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 5 部

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 4 日 (木) 1 7 : 0 0 必着

(4) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送 (F A X、電子メール) による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(5) 注意事項

サイズは原則 A 4 版とし、30 ページ以内 (上記 (1) - ① の表紙は除く) とすること。

8 委託上限額

30,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。) を上限とする。

応募者の提示額は、提案に当たっての目安 (上限) となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

9 受託者の選定方法

(1) 第 1 次審査 (書類選考) ※提案者は伏せた上で審査を実施する。

企画提案書受付期間終了後、応募者からの提出書類を基に、次の評価項目に基づき、企画提案書に記載された内容の審査を行い、評価が高い 5 者程度の提案を選考する。ただし、企画提案書の提出者が 5 者以内の場合は、第 1 次審査は実施せず、最終審査 (プレゼンテーション) のみを実施する。

審査基準

項目	内容	配点
ア 企画提案について (5 0 点)	・ 球磨川流域の現状や課題を十分理解し、業務目的の実現に向け実効性、持続性がある提案内容であるか。	1 5
	・ ダム事業による波及効果を始め、流域全体で連携して取り組む仕組みを構築することにより、五木村、相良村の振興につながる効果的な提案内容であるか。	1 0
	・ ダム事業による経済波及効果のデータ収集・分析について、調査手法や分析手法が具体的に示され、客観的な指標を設定できる提案内容となっているか。	1 0
	・ 新たな取組みの検討・調査・実証について、これまで実施されてきた取組みを踏まえた視点があるか。また、住民視点を持ち、効果的で持続性のある取組みとなるこ	1 0

	とが期待できる提案内容であるか。	
	・本委託事業の遂行に効果的な追加提案があるか。	5
イ 業務遂行能力について (25点)	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。	10
	・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案及びプレゼンテーションの内容に説得力があるか。また、本業務に対する取組み意欲、熱意を感じられるか。	10
	・幅広いネットワークを有しており、本事業の遂行のために有効に活用することが見込まれるか。	5
ウ 実施体制について (15点)	・実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10
	・工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5
エ 経費について (5点)	・見積の内訳が具体的かつ適切に設定されており、本事業の遂行に見合った積算金額となっているか。	5
事業者の取組み (基準日：公告日) (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ① 熊本県ブライツ企業の認定を受けていること。 ② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること、または、協力雇用主登録制度に登録していること。 ③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があること。 ④ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること。 ⑤ 熊本県SDGs登録制度、またはパートナーシップ構築宣言に登録していること。 	5
評価点		100

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

第1次審査を通過した企画提案(第1次審査を実施しなかった場合は、提出された企画提案全て)について、プレゼンテーションによる最終審査を行い、最も評価が高かった1者を契約候補者として選定する(基準点(配点の6割以下)を下回った場合はその限りではない)。

なお、最終審査における評価項目は、第1次審査の評価項目と同じとし、以下のとおり実施する。

ア 審査は令和8年5月25日（月）を予定しており、詳細は後日通知する。発表時間（質疑応答時間を除く）は15分を予定している。

イ 先に提出した企画提案書のみを使用することとし、プレゼンテーション審査時の追加資料等は受理しない。

ウ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知する。

(3) 注意事項

事業実施に当たっては提案内容をベースとするが、必要に応じて協議のうえ、変更する場合がある。

10 応募に関する留意事項

(1) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

(2) 応募者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

(3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(4) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(5) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。

(6) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(7) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。

(8) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにし、トラブルが生じた場合は、県は一切の責任を負わない。

(9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、委託者の判断で審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

(10) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約を締結する。）

(11) 参加手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

11 契約について

(1) 契約方法

委託候補者と県は、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったときには、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するので、支払期限までに、金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第 77 条第 2 項各号に該当する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

熊本県企画振興部 球磨川流域復興局 担当：岡崎（おかざき）、矢田（やだ）

TEL：096-333-2610 FAX：096-383-0371 メール：kumakyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp